

機船船びき網漁業の漁業許可にかかる制限措置の内容と申請すべき期間

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の総 トン数	漁業者 の数	漁業を営む 者の資格	許可又は起業の認可を 申請すべき期間
いわし、しらす 機船船びき網漁 業	[点の位置] 基点A 高知港口防波堤船びき基点 基点B 高知市浦戸御殿の鼻航路導標 基点C 土佐市荻岬すずき渚共同漁業権境界基点 基点D 須崎市下甲崎（甲崎）突端 基点E 須崎市上甲崎（地ノ鼻）突端 基点F 高知市春野町文庫ノ鼻突端 基点G 国土交通省荻岬観測所カメラ鉄塔 点ア 基点Aから基点Bを見通した線から左に106 度34分の線上基点Aから1,435メートルの点 点イ 基点Cから磁針方位145度0分の線上基点C から2,320メートルの点 [区域] 基点Aと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位165度 0分の線以西並びに基点Cと点イとを結ぶ線及び点イか ら磁針方位170度0分の線に至る海域中基点Dから基点 Eを見通した線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。 ただし、aの区域にあっては、当該漁業権者の承諾を得 た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる （1月15日から3月14日までの間におけるbの区域を除 く。）。 a 距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域 b 基点Fから磁針方位170度0分の線及び基点Gか ら磁針方位145度0分の線により区切られた海域中 基点F G間の最大高潮時の海岸線から沖合700メー トルの線に至る区域	周年	定めなし	10トン未 満	2	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者	令和8年9月25日から 同年10月24日まで